

○南伊豆町不法投棄等防止条例施行規則

令和2年3月16日規則第9号

南伊豆町不法投棄等防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南伊豆町不法投棄等防止条例（令和2年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(不法投棄監視員)

第3条 条例第9条の規定による不法投棄監視員は、別表第1の左欄に掲げる地域に応じ、同表の右欄に掲げる地区に各1人を配置する。

2 町長は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから行政協力員の推薦又は自らを推薦した者を不法投棄監視員に委嘱する。

(1) 前項の規定により配置する地区に住所を有する者。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

(2) 廃棄物の適正処理に熱意と見識を有し、不法投棄の防止等のための幅広い活動ができる者

3 不法投棄監視員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の不法投棄監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 町長は、不法投棄監視員を委嘱したときは、不法投棄監視員証（様式第1号）を交付する。

5 不法投棄監視員は、次に掲げる活動を行う。

(1) 廃棄物不法投棄の監視パトロールの実施

(2) 条例第14条に規定する廃棄物及び公共の場所に投棄された廃棄物の撤去

(3) 町民等に対する廃棄物の適正排出の啓発

(4) 不法投棄その他廃棄物の不適正処理の事例の町への通報

(5) 不法投棄の防止等のために町が行う施策への協力

6 不法投棄監視員は、毎月の活動状況を活動記録簿（様式第2号）に記録し、7月、10月、1月及び4月の各10日までに当該属する月の前3月分をまとめて町長に報告し

なければならない。ただし、緊急を要する場合は、その都度報告するものとする。

7 町長は、不法投棄監視員の活動に関する報告会を年1回開催するものとする。

(立入調査を行う職員)

第4条 条例第10条第1項に規定する立入調査をさせる職員は、別表第2のとおりとする。

(身分証明書)

第5条 条例第10条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第3号)とする。ただし、条例第9条に規定する不法投棄監視員にあつては、第3条第4項の不法投棄監視員証とする。

(指導又は勧告)

第6条 条例第11条の規定による指導は、口頭により行うものとする。

2 条例第11条の規定による勧告は、勧告書(様式第4号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で勧告することができる。

(措置命令)

第7条 条例第12条の規定による命令は、命令書(様式第5号)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第13条に規定する公表は、南伊豆町公告式条例(昭和39年条例第40号)で定める掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する弁明の機会の付与は、弁明通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 前項の弁明の機会の付与は、南伊豆町行政手続条例(平成10年条例第8号)の例による。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、南伊豆町不法投棄等防止条例(令和2年条例第8号)の施行の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地域	左欄の地域に属する地区
----	-------------

南崎	石廊崎
	大瀬
	下流
竹麻	手石
	湊
	青市
南中	一條・上賀茂
	下賀茂・石井
	二條・加納
南上	岩殿・毛倉野・上小野・下小野
	青野・市之瀬・川合野
	蛇石・平戸
三坂	吉祥・差田
	入間
	中木
三浜	伊浜・天神原・一町田
	西子浦・東子浦・落居
	妻良・吉田・立岩

別表第2（第4条関係）

課名	立入調査を行う職員
生活環境課	課長及び所属長の指名する職員
総務課	
地域整備課	
商工観光課	

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

（表）

		第	号
南伊豆町不法投棄監視員証			
住 所		写真	
氏 名			
生年月日			
上記の者は、南伊豆町不法投棄等防止条例第9条に規定する不法投棄監視員であり、同条例第10条に規定する立入調査を行うことができる者であることを証明する。			
有効期限 年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日			
南伊豆町長			印

（裏）

1 本証は、不法投棄監視員として廃棄物の不法投棄の監視活動等を行うときは、必ず携帯しなければならない。 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 3 本証は、汚染若しくは破損又は紛失したときは、速やかに町長に届け出るとともに、不法投棄監視員の資格を失ったときは、町長に返還しなければならない。 南伊豆町不法投棄等防止条例（抜粋） 第10条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員及び不法投棄監視員（以下「職員等」という。）に不法投棄がされたと認められる土地に立ち入り、その状況を調査させ、関係者に質問させることができる。 2 関係者は、前項に規定する立入調査を正当な理由なく拒むことはできない。 3 立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しななければならない。 4 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

年 ～ 月分活動記録簿

地域名： 監視員氏名： _____

年月日（曜日）	監視場所	不法投棄の状況等の内容

- 1 この記録は、不法投棄監視員として活動したことを記入してください。
- 2 記入方法 活動した年月日（曜日）、監視した場所、不法投棄の状況、不法投棄防止に関する啓発等の内容を記入してください。
- 3 報告期間 7月、10月、1月及び4月の各10日までに当該属する月の前3月分をまとめて提出してください。

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

（表）

		第	号
立入調査員証			
所 属		写真	
職 名			
氏 名			
上記の者は、南伊豆町不法投棄等防止条例第10条に規定する立入調査を行うことができる職員であることを証明する。 年 月 日 南伊豆町長 印			

（裏）

南伊豆町不法投棄等防止条例（抜粋） 第10条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員及び不法投棄監視員（以下「職員等」という。）に不法投棄がされたと認められる土地に立ち入り、その状況を調査させ、関係者に質問させることができる。 2 関係者は、前項に規定する立入調査を正当な理由なく拒むことはできない。 3 立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しななければならない。 4 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

様式第4号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

南伊豆町長 ㊟

勧告書

南伊豆町不法投棄等防止条例第11条第1項（第2項）の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

1 勧告の内容

2 期 限 年 月 日まで

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

南伊豆町長

命令書

南伊豆町不法投棄等防止条例第12条の規定により、次の措置を講ずるよう命令します。

1 命令の内容

2 理 由

3 期 限 年 月 日まで

様式第6号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

南伊豆町長 印

弁明通知書

南伊豆町不法投棄等防止条例第12条の規定により 年 月 日付け 第 号により行った命令に従わない旨の公表について、同条例第13条第2項の規定により次のとおり弁明の機会を付与しますので、同項の規定により通知します。

1 予定される公表の内容

2 公表の原因となる行為の内容

3 弁明の期限 年 月 日まで

4 提出先 南伊豆町 課